

平成30年度からの指定管理者候補者

No.21

施 設 名		美唄市立茶志内双葉保育園
施設所管課		保健福祉部こども未来課
選定方法	選定区分	非公募
	根拠条例	条例第5条第1項第1号
指 定 期 間		平成30年4月1日～平成33年3月31日 （3年間）
指定管理者候補者		美唄市立茶志内双葉保育園運営委員会 美唄市茶志内町本町4
1 公募によらない選定方法の理由 美唄市立茶志内双葉保育園は、へき地における保育を必要とする児童に対し、児童福祉の増進を図りながら児童の成長に必要な保育を目的として、従来から施設管理・保育業務の運営を地域で組織する運営委員会に委託してきており、地域との協働が図られる運営委員会に管理を代行させることでより効果的な保育所運営が行えると判断し、公募によらない選定方法とした。 2 選定理由 提出された申請書類による審査については、資格要件を満たし適正に記載されている。 従来の管理委託を平成18年度からは指定管理者として、地域で組織する各運営委員会が管理運営してきた実績、人材、ノウハウを生かした保育を行うこととし、特別保育事業協議会にて協議等を行いながら地域全体でサービス充実を行う事業計画となっている。 継続して管理・運営を行わせることが、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。		